

牟呂小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 改訂

牟呂小学校

牟呂小学校いじめ防止基本方針

1 牟呂小学校いじめの防止についての基本理念

全ての子どもたちが安心して生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、社会全体で取り組むために豊橋市いじめ防止基本方針に則り、以下のように定める。

いじめをしない、させない、見逃さない

2 いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とある。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮しつつ、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにしなくてはならない。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 PDCAサイクルによるいじめが生まれにくい風土づくり

（年間計画については、「8 取り組みの年間計画について」を参照）

- （1）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- （2）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みに対し、ケース会議等を行い、手だての検証を行う。
- （3）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省作成、令和6年8月改訂）チェックリスト（別紙①）を用い、平時からの備えの実施状況の点検を行う。

4 学校における対策組織の充実（別紙② 牟呂小学校いじめ防止体系図を参照）

（1）組織構成及び目的

	名称	構成	実施時期
1	生徒指導部会	校務主任・生徒指導主任・学年生徒指導	・随時
2	児童支援部会	児童支援部会メンバー	・月1回
3	校内生活サポート委員会	校長・教頭・教務・校務・養護教諭・生活サポート主任・生徒指導主任・保健主事・各担任	・随時 ・日常の児童の問題行動発生時 ・月1回職員会議後情報

			交換
4	牟呂小学校いじめ防止対策推進委員会	校長・教頭・教務・校務・養護教諭・保健主事・生徒指導主任・該当学年主任・担任	・いじめの兆候、懸念、児童や保護者の訴えがあったとき
5	牟呂小学校いじめ調査委員会	市教委・外部機関 校長・教頭・教務・校務・養護教諭・保健主事・生徒指導主任・該当学年主任・担任	・いじめの重大事態発生時に対応するとき

(2) 校内生活サポート委員会の設置と目的

特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

① 「生活サポート委員会」の役割（校務、生活サポート主任、生徒指導主任を中心に、全職員で）

ア 「牟呂小学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」チェックリスト（別紙①）を用いた、平時からの備えの実施状況の点検を行う。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「牟呂小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発（四役）

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

② 「いじめ防止対策推進委員会」の役割

ア いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案の対応策を協議し、学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

5 いじめの未然防止・早期発見・対応の取り組み

(1) 未然防止（いじめをしない子を育てる取り組み）

- ① いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を高められる「居場所づくり」と「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。
- ② 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりを基盤に、児童の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ③ 道徳教育・人権教育を軸に、さまざまな教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- ④ 児童が主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり、成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- ⑤ 児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童生徒の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- ⑥ 性的指向や性自認で悩みを抱える児童には、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校においては、日ごろから児童が相談しやすい環境を整えていく。
- ⑦ インターネットやSNSの正しい利用について、全学年対象にスマホケータイ教室を、高学年を対象

にSNSのかかわり方教室を実施し、啓発を行う。

(2) 早期発見

- ① 児童の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行う。また、児童との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談等、日頃から児童に寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、児童生徒や保護者との信頼関係を築く。
- ② 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人ひとりの児童生徒を見守り、情報を共有する。そのため、特に学年内での日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ③ 月に1回行う「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとする。ことで児童の実態把握に努める。児童にとって回答しやすい質問文を準備したり、必要に応じて聞き取り調査を実施したりするなどの配慮をする。
- ④ 学期に1回「学級適応感尺度（以下、アセス）」を実施する。アセスとは、学校適応感理論をもとに、大きな「生活満足感」、「学習的適応」、「対人的適応（教師サポート、友人サポート、向社会的スキル、非侵害的関係）」の3つの観点から学校適応感をとらえることができるアンケートを活用したアセスメントツールのことである。学校適応感だけではなく生活満足感も測定するため、学校外での生活に関する満足感も間接的に知ることができ、支援を要する子へのいち早い対応を行うことができる。
- ⑤ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に児童生徒の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、臨床心理士等を含め、児童生徒が相談したいときにすぐに応えられるよう、教育相談体制の充実に努める。
- ⑥ 児童生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施する。
- ⑦ インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払う。
- ⑧ さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) 対応

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策推進委員会」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた児童生徒への支援と、いじめを行った児童生徒の指導を分担し、継続される支援・指導が、担任など特定の教職員へ負担がかからないよう留意する。

いじめを受けた児童への支援	いじめを行った児童への支援
<ul style="list-style-type: none">・もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。・児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法等）を立てる。・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none">・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝える。・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導する。・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせる。

- ② いじめを通報・相談した児童生徒のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童生徒の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童生徒の安全を確保するための取組みを徹底する。
- ③ 周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気もてるようにする。
- ④ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応する。

6 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

(1) 重大事態の発生における対応組織

次に掲げる「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに次の者で構成される「いじめ防止対策推進委員会」を設け、教育委員会と連携を図りながら、事態への対処を行う。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の意味について

①の「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下のようないじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、不登校の本市の規定を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等にあたる。

(3) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に概要を報告し、教育委員会の指導を受け、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて協議し、決定する。

(4) 調査の趣旨及び調査主体について

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査か、学校の設置者において調査を実施するかを協議・決定する。特に、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。学校と教育委員会が密接に連携し、適切に役割分担を図りながら、調査を実施する。具体的には、アンケートの収集などの初期的な調査を学校が行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、教育委員会が行うことが考えられる。

(5) 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に関する調査を行うため、速やかに、教育委員会の指示・指導の下に組織を設ける。学校が調査の主体となる場合は「いじめ防止対策推進委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、より有効な組織編成に努める。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、当該調査の公平性・中立性を確保できる者とする。

(6) 重大事態における事実関係を明確にするための調査の実施

調査においては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。なお、この調査の目的は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではなく、あくまでも、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものである。学校は、教育委

員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

①いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。例えば、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

②いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

③その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に努める。

④調査結果の提供及び報告

・いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

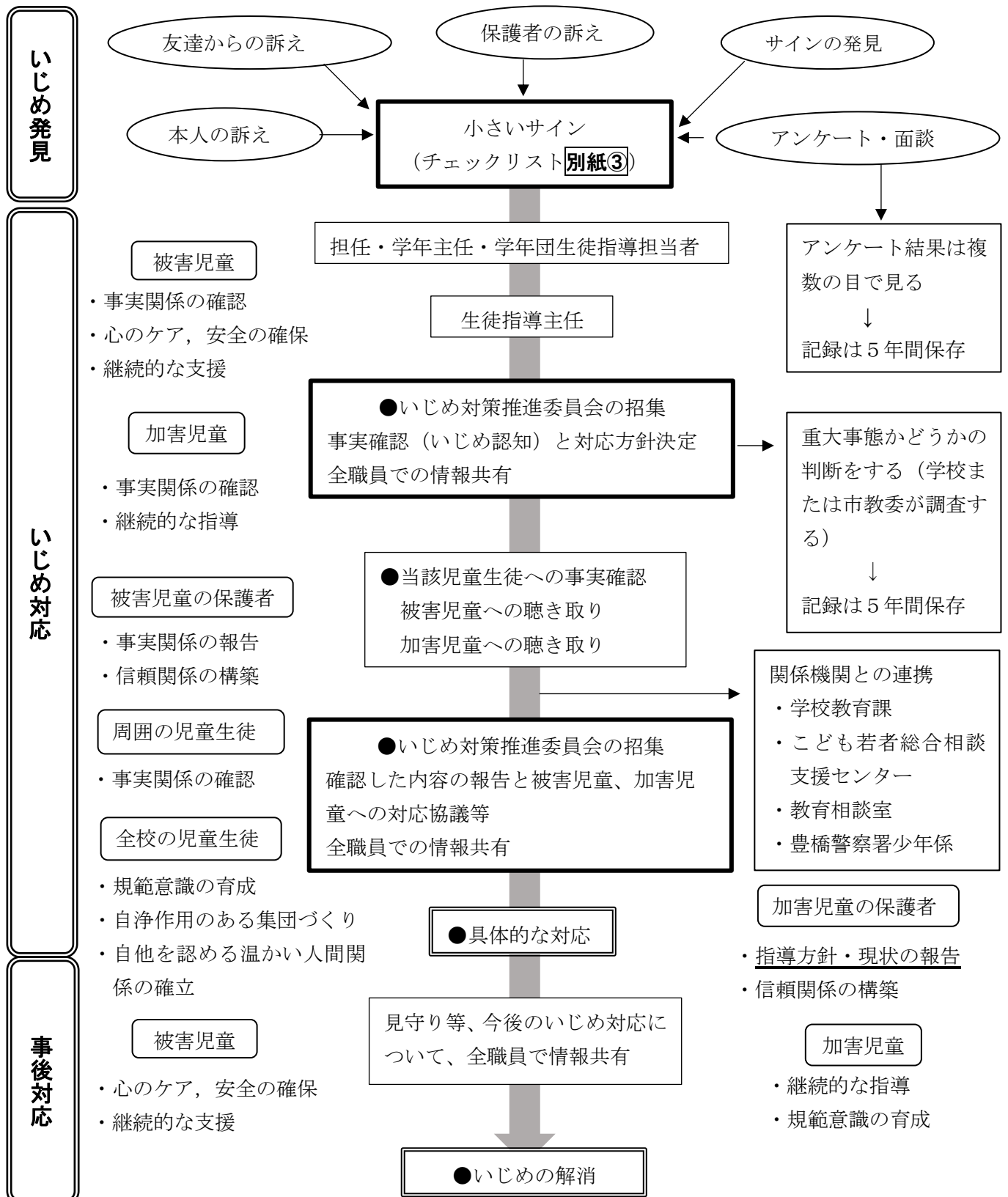
学校は、教育委員会の指導・助言のもと、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うよう努める。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように努める。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受け、実施することとする。

・調査結果の報告

時系列にまとめた調査結果は教育長に報告するとともに、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育長等に送付する。再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

7 取り組みの年間計画について

	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	「生活サポート委員会」 「いじめ防止対策委員会」	保護者・地域との連携
4月	○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○学級相談会
5月	○運動会	○アセス実施	○現職研修	○運動会
6月	○情報ネットモラル指導（スマホケータイ教室） ○豊橋学校いのちの日（講話）	○教育相談週間		○学校公開日 ○牟呂小支援会
7月				○個人懇談会 ○家庭訪問
8月			○平時からの備えの実施状況の点検 ○検証・中間評価・見直し	
9月		○身体測定		○学校公開日 ○牟呂小支援会
10月	○赤い羽根募金活動			
11月	○音楽発表会	○教育相談週間 ○アセス実施		
12月	○人権週間（講話） ○いじめ防止標語コンテスト応募		○学校評価アンケートの実施	○個人懇談会
1月	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○自己評価	○学校公開日 ○支援会による評価
2月	○SNSかかわり方教室 ○6年生を送る会	○アセス実施		
3月	○卒業式・修了式		○学校関係者評価の結果を検証・「基本方針」の見直し	
通年	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○学校生活アンケート ○SC・SSWによる相談 ○生活日記・作文 ○児童支援部会、生活サポート委員会、職員会議の情報交換	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○シルバークラブとのあいさつ運動 ○学校新聞・ホームページ公開



※下線部の「指導方針・現状の報告」について

いじめが発生した時に、今後の指導方針や学校が現在取り組んでいることについて情報がもらえない（連絡がない）という不満の声が、保護者から寄せられることが多い。「一度指導したから解決済み」という考え方ではなく事後指導や現在の学校生活の様子を保護者へ伝えることが大切。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

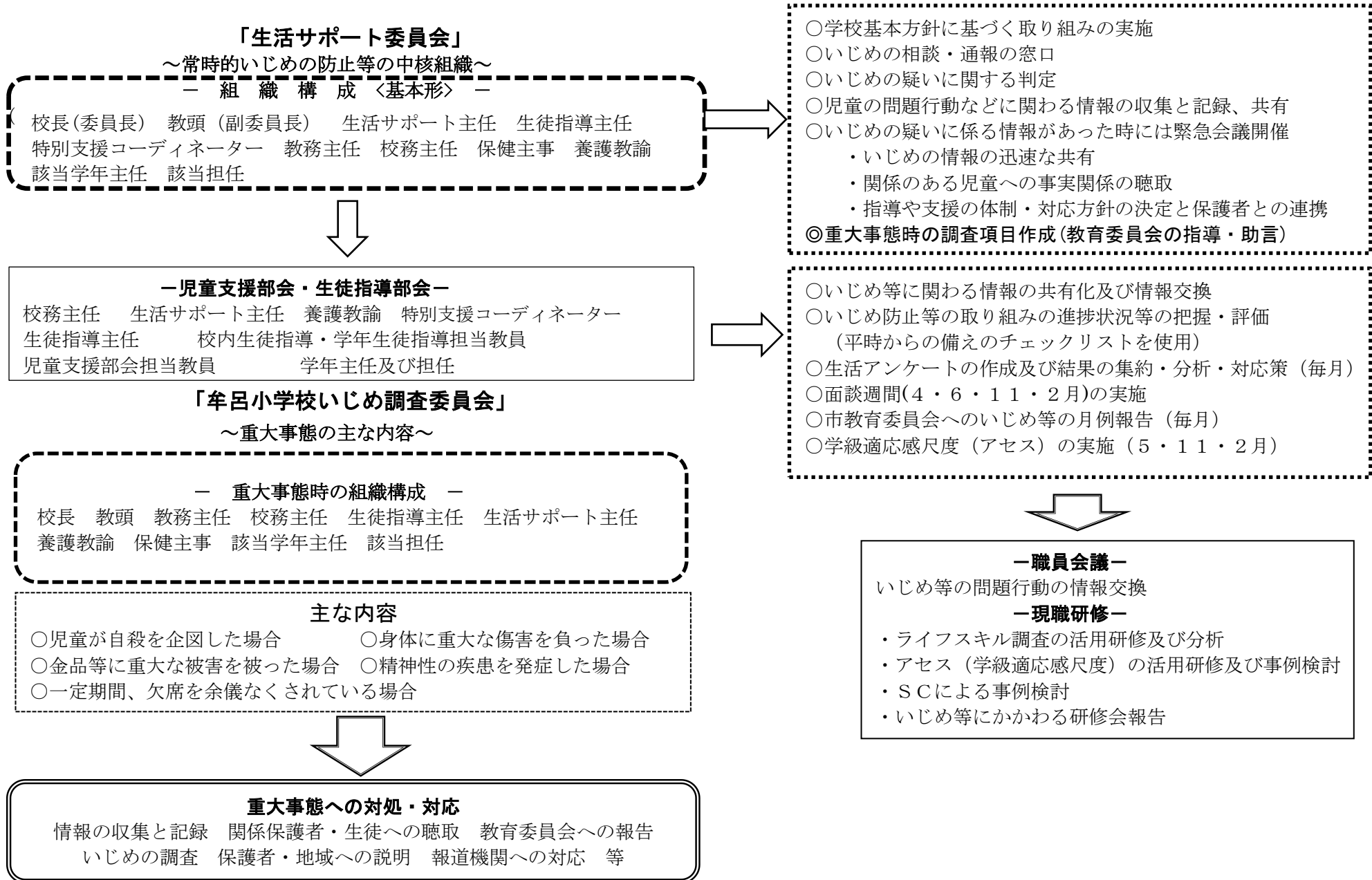
【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p6～7参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

別紙②

牟呂小学校いじめ防止体系図



別紙③ いじめ早期発見のチェックリスト

() 年度 () 月 () 年 () 組

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
<input type="checkbox"/>	いつも誰かの机が曲がっている
<input type="checkbox"/>	グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
<input type="checkbox"/>	ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
<input type="checkbox"/>	特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
<input type="checkbox"/>	学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
<input type="checkbox"/>	特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
<input type="checkbox"/>	ささいなことで冷やかすグループがある
<input type="checkbox"/>	グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子	
●日常の行動・表情の様子	
<input type="checkbox"/>	あいさつに対してはっきり反応しない
<input type="checkbox"/>	あいさつをされない
<input type="checkbox"/>	登校時間が遅くなっている
<input type="checkbox"/>	遅刻・欠席が増えている
<input type="checkbox"/>	早退や一人で下校することが増えている
<input type="checkbox"/>	表情が暗く、うつむきがちになる
<input type="checkbox"/>	体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
<input type="checkbox"/>	服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている
●授業中・休み時間	
<input type="checkbox"/>	教室へいつも遅れて入ってくる
<input type="checkbox"/>	学習意欲が低下し、忘れ物が多い
<input type="checkbox"/>	プリントが配布されない
<input type="checkbox"/>	班編成をしたとき、孤立する
<input type="checkbox"/>	学習用具がなくなる
<input type="checkbox"/>	発言すると、周囲がざわつく
<input type="checkbox"/>	教職員の近くにいたがる
<input type="checkbox"/>	一人でいることが多い
<input type="checkbox"/>	周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
<input type="checkbox"/>	意味もなく廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする
●給食・清掃の時間	
<input type="checkbox"/>	その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
<input type="checkbox"/>	会食するとき、机と机の間に隙間がある
<input type="checkbox"/>	食べ物にいたずらをされる
<input type="checkbox"/>	会食中に周囲の会話に入ろうとしない
<input type="checkbox"/>	盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
<input type="checkbox"/>	一人で掃除や後片付けをしている
<input type="checkbox"/>	その子の机やいすを運ぼうとしない
<input type="checkbox"/>	みんなが嫌がる仕事をいつもしている

いじめている子	
<input type="checkbox"/>	多くのストレスをかかえている
<input type="checkbox"/>	悪者扱いされていると思っている
<input type="checkbox"/>	あからさまに教職員の機嫌をとる
<input type="checkbox"/>	特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
<input type="checkbox"/>	教職員によって態度を変える
<input type="checkbox"/>	教職員の指導を素直の受け取れない
<input type="checkbox"/>	グループで行動し他の子どもに指示を出す
<input type="checkbox"/>	他の子どもに威嚇する表情をする